

□ 諏訪市は建築審査会を置かない限定特定行政庁（法第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村）のため、建築物の用途若しくは規模等により、諏訪市で確認審査を行うものと、長野県（長野県本庁・諏訪建設事務所）で確認審査を行うものとがあります。下記以外のものについては、長野県での扱いとなります。

<p>法第6条第1項第4号に掲げる建築物 ※法・条例等の規定により長野県知事の許可を必要とするものを除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記のいずれにも該当しない建築物 ①別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの ②木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が 500 ㎡、高さが 13m もしくは軒の高さが 9m を超えるもの ③木造以外の建築物で 2 以上の階数を有し、又は延べ面積が 200 ㎡を超えるもの
<p>令第 138 条第 1 項第 1・3・5 号に掲げる工作物のうちの一部 ※法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物の敷地に限る ※法・条例等の規定により長野県知事の許可を必要とするものを除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突で高さ 6m を超え 10m 以下のもの ・ 擁壁で高さ 2m を超え 3m 以下のもの ・ 広告塔等で高さ 4m を超え 10m 以下のもの
<p>法第 85 条第 4 項に掲げる仮設建築物に係る許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物
<p>法第 86 条の 8 に掲げる既存不適格建築物に係る工事の全体計画の認定又は変更認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物

※審査は県で行うものであっても、確認申請、許可申請、認定申請書の提出先は諏訪市となります。
 ※県で審査を行ったものの、完了検査申請については、直接審査機関へ提出してください。
 ※建築物省エネ法や、長期優良住宅の認定等の届出・申請についても同様です。

□ 建築確認申請に係る問合せ先について

<p>建築確認審査機関：諏訪建設事務所建築課 諏訪市建設部都市計画課</p>	<p>電話 0266-57-2923（直通） 電話 0266-52-4141（代表）内線 268・269</p>
<p>消防同意審査機関：諏訪広域消防本部 諏訪消防署</p>	<p>電話 0266-21-1190（代表） 電話 0266-52-0119（代表）</p>